

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定の一部改正..... 57

目次	ページ
規 則	
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	39
○薬事法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	39
○北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則の一部を改正する規則..... (農地調整課)	41
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)	41
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	42
訓 令	
○公宅料の算定基準の一部を改正する訓令..... (職員厚生課)	42
告 示	
○土地改良法による国営換地処分..... (農地調整課)	43
○家畜伝染病検査の命令 (7件)..... (酪農畜産課)	44
○家畜伝染病予防注射等の命令..... (酪農畜産課)	47
○知事権限に係る保安林の指定 (2件)..... (治山課)	48
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	48
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	51
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	52
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	53
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る資格に関する告示の一部改正.....	53
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (3件).....	54
道人事委員会規則	
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	56
道人事委員会告示	
○特地区局及びその級別の指定の一部改正.....	57

規 則

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月18日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第11号
覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則
覚せい剤取締法施行細則(昭和26年北海道規則第181号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項」を「薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第38条第1項」に、「医薬品製造承認申請書」を「医薬品製造販売承認申請書」に、「製造承認」を「製造販売の承認」に改める。

附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月18日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第12号
薬事法施行細則の一部を改正する規則
薬事法施行細則(昭和36年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。
第11条第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第3号中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改め、同条第4号中「第40条」を「第40条第2項」に、「医療用具」を「管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第64号を第79号とし、第63号を第78号とし、第62号を第77号とし、同条第61号中「第62条の15」を「第244条」に、「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号を同条第76号とし、同条第60号中「第40条」を「第159条」に改め、同号を同条第75号とし、同条第59号中「第30条第3項」を「第146条第3項」に改め、同号を同条第74号とし、同条第58号中「第29条の6第1項」を「第144条」に改め、同号を同条第73号とし、同条第57号中「第14条第3項」を「第25条第3項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第72号とし、同条第56号中「第12条第4項(省令第26条第3項、第29条の3及び第33条)」を「第16条第4

毎月第3日曜日は国民家庭の日です。家族で回りの機会を持ちましょう。

項（省令第99条第3項、第100条第3項、第141条及び第153条）に、「薬局製造医薬品の製造品目」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業」に改め、同号を同条第70号とし、同号の次に次の1号を加える。

(71) 省令第19条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請の添付書類に係る認定に関すること。

第11条第55号中「第29条第2項」を「第138条第2項」に改め、同号を同条第69号とし、同条第54号中「第7条第3号」を「第52条第3号」に改め、同号を同条第68号とし、同条第53号中「第6条」を「第51条」に改め、同号を同条第67号とし、同条第52号中「第4条の3」を「第48条」に改め、同号を同条第66号とし、同条第51号中「第4条の2」を「第47条」に改め、同号を同条第65号とし、同条第50号中「第4条第3項」を「第46条第3項」に改め、同号を同条第64号とし、同条第49号中「第4条第1項」を「第46条第1項」に改め、同号を同条第63号とし、同条第48号中「第3条第1項」を「第45条第1項」に改め、同号を同条第62号とし、同条第47号中「第2条第2項」を「第44条第2項」に改め、同号を同条第61号とし、同条第46号中「第2条第1項」を「第44条第1項」に改め、同号を同条第60号とし、同条第45号中「第1条の4の7第1項」を「第19条第1項」に、「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第59号とし、同条第44号中「第1条の4の6第1項」を「第15条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第58号とし、同条第43号中「第1条の4の5第1項」を「第14条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第57号とし、同条第42号中「第1条の4の4第4項」を「第13条第4項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第56号とし、同条第41号中「第1条の4の4第1項」を「第13条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第55号とし、同条第40号中「第1条の4の3第1項」を「第12条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第54号とし、同条第39号中「第1条の4の2第1項」を「第11条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第53号とし、同条第38号中「第1条の2」を「第2条」に改め、同号を同条第46号とし、同号の次に次の6号を加える。

(47) 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付に関すること。

(48) 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関すること。

(49) 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関すること。

(50) 政令第6条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関すること。

(51) 政令第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関すること。

(52) 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備付け等に関すること。

第11条第37号中「特定医療用具」を「特定医療機器」に改め、同号を同条第45号とし、同条第36号中「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第44号とし、同条第35号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に、「第12条第3項の規定による薬局製造医薬品」を「第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、法第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第43号とし、同条第34号中「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号を同条第42号とし、同条第33号中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第41号とし、同条第32号中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第40号とし、同条第31号中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第39号とし、同条中第30号を第38号とし、同条第29号中「薬局製造医薬品の製造業、薬局又は」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業の総括製造販売責任者若しくは薬局製造販売医薬品の製造業の管理者又は薬局、」に改め、「一般販売業」の次に「若しくは管理医療機器の販売業若しくは賃貸業」を加え、同号を同条第37号とし、同条中第28号を第34号とし、同号の次に次の2号を加える。

(35) 法第72条の3第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

(36) 法第72条の3第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第11条第27号中「第72条第2項」を「第72条第4項」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、同号を同条第33号とし、同条第26号中「第72条第1項」を「第72条第3項」に、「又は医療用具」を「若しくは医療機器」に、「輸入販売業者」を「医療機器の修理業者」に改め、同号を同条第32号とし、同条第25号中「又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者」を「若しくは医療機器の製造販売業者又は医療機器の修理業者」に改め、同号を同条第31号とし、同条中第24号を第30号とし、第23号を第29号とし、同条第22号中「医療用具の製造業者、輸入販売業者」を「医療機器の製造販売業者、製造業者」に、「医療用具の賃貸業者、国内管理人」を「法第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業

者」に改め、「取り扱う者又は」の次に「法第18条第3項、法第68条の9第6項若しくは」を加え、同号を同条第28号とし、同条第21号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同号を同条第27号とし、同条第20号中「医療用具の」を「医療機器の製造販売業者、」に、「輸入販売業者若しくは国内管理人又は」を「法第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は法第18条第3項、法第68条の9第6項若しくは」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第19号を第25号とし、同条第18号中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第17号を第23号とし、第13号から第16号までを6号ずつ繰り下げ、同条第12号中「第19条」を「第19条第2項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第18号とし、同条第11号を削り、同条第10号中「第14条の5の3第3項」を「第14条の8第3項」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の3号を加える。

(15) 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品（製造販売の承認を要しないものに限る。次号において同じ。）の製造販売の届出の受理に関する事。

(16) 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る届出事項の変更の届出の受理に関する事。

(17) 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出の受理に関する事。

第11条第9号中「第14条第7項」を「第14条第9項」に、「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の軽微な変更の届出の受理に関する事。

第11条第8号中「政令第15条の4第1項第2号に規定する医薬品（以下この条において「特定薬局製造医薬品」という。）の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「第13条第3項（法第18条第2項）を「第13条第5項（同条第7項）に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第13条第6項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可に関する事。

第11条第6号中「第12条第3項」を「第13条第3項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「政令第15条の4第1項第1号に規定する医薬品（以下この条において「薬局製造医薬品」という。）を「薬局製造販売医薬品」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 法第12条第1項の規定による政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品（以下この条において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業の許可に関する事。

(6) 法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則の一部を改正する規則

北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則（昭和28年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「農業改良普及員」を「普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1旭川高等技術専門学院の項中 「電子印刷科」を「印刷デザイン科」

に改め、同表稚内高等技術専門学院の項中 「建築科 1年 30人」を

「 - - 20人」に改め、同表室蘭高等技術専門学院の項中

「溶接科 1年 30人」を「溶接科 1年 20人」

に改め、同表苫小牧高等技術専門学院の項中「電気機器科 1年」を「電気機器科 1年」に改める。

20人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の70の項中「砂原町」を「森町（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域に限る。）」に改め、同表の90の項中「森町」の次に「（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令

公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該公宅」の次に「及び物置のそれぞれ」を加え、「本屋から独立した物置及び地下物置並びに共同公宅」を「共同公宅等」に改め、「得た額」の次に「の合計額」を加え、同条第3項中「1,420円」を「次の表の左欄に掲げる地域区分に応じ、それぞ

れ同表の右欄に定める額」に改め、同項に次の表を加える。

地 域 区 分	1台当たりの額
札幌市及び道外の市町村の区域（以下「甲地」という。）	3,580円
函館市、小樽市、旭川市、帯広市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び上磯町の区域（以下「乙地」という。）	2,410円
上記以外の道内の市町村（以下「丙地」という。）	1,320円

第3条中「規格及び基準面積」を「種別及び規格」に改め、同条の表（（注）以外の部分に限る。）を次のように改める。

種 別	規 格	1平方メートル当たりの基準公宅料の額							
		基 準 面 積		甲 地		乙 地		丙 地	
		木 造	非木造	木 造	非木造	木 造	非木造		
公	A	57平方メートル未満		389円	485円	327円	424円	270円	368円
	B	57平方メートル以上 72平方メートル未満		398円	496円	335円	434円	277円	376円
	C	72平方メートル以上 87平方メートル未満		400円	502円	337円	439円	278円	380円
宅	D	87平方メートル以上 107平方メートル未満		415円	518円	349円	454円	289円	393円
	E	107平方メートル以上		420円	526円	354円	460円	293円	399円
物置				255円	297円	192円	235円	134円	177円

第4条第1項中「公宅が」を「公宅又は物置が」に改め、同項の表を次のように改める。

構 造	年 数	金 額					
		公 宅					物 置
		A	B	C	D	E	
木 造	5年	88円	90円	84円	87円	87円	44円
	10年	140円	141円	133円	138円	139円	69円
	15年	171円	172円	162円	168円	170円	85円

	20年	206円	211円	201円	208円	213円	102円
	25年	229円	232円	224円	235円	235円	114円
ブ ロ ッ ク 造	5年	81円	81円	77円	79円	80円	39円
	10年	146円	146円	138円	143円	144円	70円
	15年	188円	190円	180円	186円	187円	90円
	20年	220円	222円	210円	217円	219円	106円
	25年	238円	240円	228円	235円	237円	114円
	30年	260円	262円	248円	255円	259円	125円
	35年	271円	273円	259円	267円	270円	130円
	40年	278円	279円	265円	274円	276円	134円
鉄筋コンクリート造	5年	61円	61円	58円	59円	60円	29円
	10年	109円	109円	103円	107円	108円	52円
	15年	147円	146円	139円	143円	145円	71円
	20年	176円	177円	167円	172円	174円	85円
	25年	198円	200円	188円	194円	197円	95円
	30年	218円	218円	206円	212円	214円	105円
	35年	231円	232円	219円	226円	228円	111円
	40年	242円	243円	230円	237円	240円	116円
	45年	249円	249円	236円	243円	246円	120円
	50年	282円	283円	268円	276円	279円	136円

第4条第2項中「公宅」の次に「又は物置」を加え、「かかる」を「係る」に改める。
 第5条第2項中「すべて」を「3以上」に改め、同項第2号中「ガス設備」を「炊事設備」に改め、同項中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。
 (3) 当該公宅に各戸専用のシャワー設備が設けられていないとき。
 (4) 当該公宅に各戸専用の給湯機能のある台所、浴室及び洗面台が設けられていないとき。
 (5) 当該公宅に各戸専用の水洗便所（浄化槽設備を含む。）が設けられていないとき。
 第6条中「第一種普通財産台帳」を「公有財産台帳」に、「第8条」を「第7条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。
 第8条の2及び第8条の3を削り、第8条の4を第8条とする。
 第9条第2項中「公宅」の次に「又は物置」を加える。

附 則

- この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日から平成20年3月31日までの間における公宅料（特地区局又は準特地区局（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の2第1項又は第12条の3第1項に規定する特地区局又は準特地区局をいう。以下同じ。）以外の地域の公宅における駐車場の貸付けに係るものを除く。以下同じ。）は、この訓令による改正後の公宅料の算定基準（以下「改正後の訓令」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公宅料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 特地区局又は準特地区局以外の地域の公宅における公宅料 ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 改正後の訓令第2条第2項の規定により算定した公宅料に相当する額（以下「改正後の公宅料」という。）が、この訓令による改正前の公宅料の算定基準（以下「改正前の訓令」という。）第2条第2項の規定により算定した公宅料に相当する額（以下「改正前の公宅料」という。）を超える場合 改正後の公宅料から当該超える額の2分の1に相当する額を減じた額（その額が改正前の公宅料に1.5を乗じて得た額を超える場合には、改正前の公宅料に1.5を乗じて得た額）

イ 改正後の公宅料が改正前の公宅料以下の場合 改正後の公宅料
 - 特地区局又は準特地区局の地域の公宅における公宅料（駐車場の貸付けに係るもの（以下「駐車場貸付料」という。）を除く。） 改正後の訓令第3条から第6条までに規定する基準公宅料の額に100分の50を乗じて得た額を基準公宅料の額として改正後の訓令第2条第2項の規定により算定した額（その額が改正前の公宅料に満たない場合には、改正前の公宅料）
 - 特地区局又は準特地区局の地域の公宅における駐車場貸付料（離島の公宅における駐車場貸付料を除く。） 改正後の訓令第2条第3項に規定する駐車場貸付料に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額が改正前の訓令第8条の3第1項に規定する駐車場貸付料に相当する額に満たない場合には、同項に規定する駐車場貸付料に相当する額）
 - 離島の公宅における駐車場貸付料 無料

告 示

北海道告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北竜町美葉牛地区の換地処分をした。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域 実施の期日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北海道一円 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
（ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。）

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、同法施行規則第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第196号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実施の期日
市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩見沢市 平成17年4月11日から8月31日まで
由仁町 同
留辺蘂町 同 4月1日から9月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第197号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実施の期日
市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
上磯町 平成17年5月9日から7月29日まで
大野町 同
八雲町 同 6月1日から8月31日まで
厚沢部町 同 6月30日まで
ニセコ町 同 5月16日から6月17日まで
中川町 同 4月4日から6月30日まで
愛別町 同 4月11日から5月31日まで
上川町 同 5月9日から8月5日まで
和寒町 同 6月6日から8月12日まで
剣淵町 同 7月4日から9月16日まで
幌延町 同 4月18日から6月24日まで

枝幸町	平成17年4月11日から7月8日まで
網走市	同 4月25日から7月15日まで
早来町	同 6月20日から8月12日まで
静内町	同 5月2日から9月30日まで
中札内村	同 4月1日から5月13日まで
上士幌町	同 6月10日まで
士幌町	同 4月25日から7月1日まで
帯広市	同 5月23日から7月29日まで
大樹町	同 6月6日から8月12日まで
足寄町	同 6月27日から9月2日まで
更別村	同 7月4日から9月2日まで
弟子屈町	同 4月4日から7月22日まで
別海町	同 11月30日まで
中標津町	同 5月9日から8月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第198号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

大野町	平成17年5月6日から7月29日まで
中川町	同 4月4日から6月30日まで
愛別町	同 4月11日から5月31日まで

上川町	同 5月9日から8月5日まで
和寒町	同 6月6日から8月12日まで
剣淵町	同 7月4日から9月16日まで
幌延町	同 4月18日から6月24日まで
枝幸町	同 4月11日から7月8日まで
網走市	同 4月25日から7月15日まで
静内町	同 5月2日から9月30日まで
弟子屈町	同 4月4日から7月22日まで
別海町	同 11月30日まで
中標津町	同 5月9日から8月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第199号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

札幌市	平成17年5月9日から7月8日まで
厚田村	同 6月13日から7月22日まで
北広島市	同 7月4日から9月5日まで
七飯町	同 5月9日から7月29日まで
森町	同
三笠市	同 5月9日から7月15日まで
美唄市	同
赤平市	同
妹背牛町	同

沼田町	平成17年5月9日から7月15日まで
幌加内町	同
鷹栖町	同 4月11日から6月3日まで
比布町	同
占冠村	同 5月9日から7月8日まで
音威子府村	同 6月6日から8月5日まで
中富良野町	同
東神楽町	同 6月20日から8月12日まで
美幌町	同 4月1日から6月9日まで
丸瀬布町	同 6月10日まで
遠軽町	同 6月23日まで
生田原町	同 4月4日から6月23日まで
上湧別町	同 5月16日から8月18日まで
豊浦町	同 5月9日から7月1日まで
虻田町	同 5月30日から7月29日まで
白老町	同
苫小牧市	同 7月4日から9月2日まで
門別町	同 8月1日から9月30日まで
池田町	同 4月18日から6月17日まで
豊頃町	同 5月9日から7月15日まで
幕別町	同 6月6日から8月12日まで
大樹町	同 7月25日から10月7日まで
音別町	同 5月9日から7月8日まで
釧路市	同 5月23日から7月15日まで
別海町	同 7月1日から12月19日まで
標津町	同 4月4日から8月30日まで

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。
- (4) 実施の方法
 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

- 2(1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- | | |
|-------------|---------------------------|
| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 |
| 市町村名 | （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |

- 黒松内町 平成17年4月18日から5月13日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で種付けの用に供する雄牛
- (4) 実施の方法
 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第200号
 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日
 北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- | | |
|-------------|---------------------------|
| 実施する区域の市町村名 | 実施の期日 |
| 市町村名 | （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
| 厚田村 | 平成17年6月20日から7月29日まで |
| 江別市 | 同 |
| 鹿部町 | 同 5月9日から6月30日まで |
| 砂原町 | 同 |
| 森町 | 同 |
| 共和町 | 同 6月1日から30日まで |
| 小清水町 | 同 6月6日から8月19日まで |
| 湧別町 | 同 |
| 置戸町 | 同 |
| 留辺蘂町 | 同 |
| 常呂町 | 同 |
| 白滝村 | 同 |
| 阿寒町 | 同 4月11日から5月20日まで |
| 釧路町 | 同 5月30日から7月8日まで |
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
厚田村	平成17年6月20日から7月29日まで
江別市	同
鹿部町	同 5月9日から6月30日まで
砂原町	同
森町	同
蘭越町	同 6月1日から30日まで
倶知安町	同
共和町	同
岩内町	同
栗沢町	同 4月18日から7月29日まで
浦臼町	同
新十津川町	同
雨竜町	同
旭川市	同 4月4日から5月31日まで
小清水町	同 6月6日から8月19日まで
湧別町	同
置戸町	同
留辺蘂町	同
常呂町	同
白滝村	同
豊浦町	同 4月18日から7月29日まで
白老町	同
伊達市	同
日高町	同 4月1日から7月29日まで
浦河町	同
様似町	同
阿寒町	同 4月11日から5月20日まで

釧路町 同 5月30日から7月8日まで

別海町 同 5月9日から8月31日まで

中標津町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第201号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的 腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
共和町	平成17年6月13日から30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬パラチフスの予防のための注射を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的 馬パラチフスの発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	
釧路町	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
厚岸町	同
浜中町	同
標茶町	同
弟子屈町	同
阿寒町	同
鶴居村	同
白糠町	同
音別町	同
釧路市	同
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬パラチフスの発生地域及びその周辺地域で抗体調査等から緊急に血清注射を要する馬。
- 4 実施の方法
 - (1) 注射は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
 - (2) 注射は、馬パラチフス血清の皮下注射とする。

北海道告示第203号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字シオンナイホ251
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎87地先・374地先・419の1地先

・377・378（以上3筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、418の3、419の1

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 川上郡弟子屈町字弟子屈43の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第205号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年3月18日

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字花月308の19地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、514の10地先・308の8・308の19・407の2・407の21・514の1から514の4まで・514の10（以上1筆地先9筆について次の図に示す部分に限る。）、308の12、308の13、308の20、514の7、514の16、680の1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字花月260の3・260の12・261の4・261の6・265の14・265の35・266の2・266の4・630（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、261の7
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字芽生51の1（次の図に示す部分に限る。）、51の2
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別257の4・257の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字三和109の1地先・116の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、116の1・124の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、109の1
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字庫富81の1・156の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字広富198の1地先・42の1・198の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

る。)、42の2、42の4

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸167の1・168の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、166

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町朝日丘1004(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡音更町字下土幌29の405(次の図に示す部分に限る。)、29の16、29の380

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡音更町字万年西二線40の1・40の2・40の6・41の1・41の4(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、39の5

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第206号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427の16
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第207号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の38(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町字東幌別145
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町字冬島217（次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字冬島217（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町字鷲苔605（次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町字冬島217・字平宇289の2・289の16
の所在場所 ・289の28（以上4筆について次の図に示す部分に限
る。）、289の1、289の22、289の29

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 厚田郡厚田村大字望来村字望来川奥559、560、561の
安林の所在場所 1、562の1、565の1、566の1、741の1、741の4、
741の5、742の1、742の2、757、867
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩6番43地先から 虻田郡真狩村字真狩63番1地先まで	平成17. 3.18
道道千歳鷲川線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡厚真町錦町1番1地先から 勇払郡厚真町京町24番地先まで 勇払郡厚真町京町80番地先から 勇払郡厚真町新町194番地先まで	同
道道洞爺虻田線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡虻田町字三豊20番6地先から 虻田郡虻田町字三豊17番地先まで	同 17. 3.31
道道釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路土木現業所	川上郡標茶町字上オソツベツ原野126番1地先から 川上郡標茶町字上オソツベツ原野122番1地先まで	同 17. 3.18
道道旭川層雲峡自転車道線 北海道旭川土木現業所	上川郡愛別町字愛別1067番地先(河川敷地)から 上川郡愛別町字愛別810番2地先(河川敷地)まで 上川郡愛別町字豊里864番12地先から 上川郡愛別町字豊里1011番地先まで 旭川市東鷹栖東3条4丁目(河川敷地)から 旭川市東鷹栖1線16号地先(河川敷地)まで 旭川市東鷹栖1線16号6063番地先から 上川郡当麻町伊香牛7246番地先まで 上川郡愛別町字愛別4番1地先から 上川郡愛別町字愛別1067番地先まで 上川郡愛別町字愛別810番2地先から 上川郡愛別町字愛別1264番地先まで	同 17. 3.25
道道旭川旭岳温泉線 北海道旭川土木現業所	上川郡東川町東町1丁目1358番1地先から 上川郡東川町東町1丁目1426番1地先まで 上川郡東川町道有林125林班2地先から 上川郡東川町道有林125林班2地先まで	同 17. 3.31

道道 べべルイ中富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	上川郡東川町道有林125林班2地先から 上川郡東川町道有林125林班2地先まで 上川郡東川町道有林126林班2地先から 上川郡東川町道有林126林班2地先まで 旭川市東旭川町旭正378番5地先から 旭川市東旭川町旭正378番1地先まで 空知郡中富良野町字中富良野7521番地先から 空知郡中富良野町字中富良野1904番7地先まで 空知郡中富良野町6004番1地先から 空知郡中富良野町5982番1地先まで	同 17. 3.18
道道 吹上上富良野線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町1634番50地先から 空知郡上富良野町1634番223地先まで	同
道道 夕張新得線 北海道旭川土木現業所	勇払郡占冠村字ニニウ507番1地先(河川敷地)から 勇払郡占冠村字ニニウ507番1地先(河川敷地)まで 勇払郡占冠村字ニニウ507番1地先(河川敷地)から 勇払郡占冠村字ニニウ507番1地先(河川敷地)まで 勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署事業区1266林班は小班(河川敷地)から勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署事業区1266林班は小班(河川敷地)まで	同
道道 愛別当麻旭川線 北海道旭川土木現業所	旭川市永山16丁目271番地先から 旭川市永山16丁目274番1地先まで	同
道道 十勝岳温泉美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野420番地先から 上川郡美瑛町字美瑛原野328番8地先まで	同
道道 天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛414番52地先から 上川郡美瑛町字横牛414番166地先まで	同
道道 東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市6627番1地先から 富良野市6685番1地先まで 富良野市字下フラヌイ1069番246地先から 富良野市字下フラヌイ1069番90地先まで	同
道道 渡島大野停車場線 北海道函館土木現業所	亀田郡大野町字市渡476番1地先から 亀田郡大野町字市渡477番3地先まで	同
道道 函館上磯線 北海道函館土木現業所	函館市美原1丁目15番6地先から 函館市美原4丁目192番3地先まで 函館市富岡町2丁目57番27地先から 函館市亀田本町87番15地先まで	同
道道 函館臨空工業団地線 北海道函館土木現業所	函館市東山町168番24地先から 函館市東山町178番6地先まで	同

道名	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間		
道道赤川函館線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町403番1地先から 函館市赤川町396番地先まで								
道道八雲停車場線 北海道函館土木現業所	山越郡八雲町本町125番2地先から 山越郡八雲町本町138番1地先まで								
道道八雲北檜山線 北海道函館土木現業所	山越郡八雲町本町147番2地先から 山越郡八雲町本町137番2地先まで								
道道仁別大曲線 北海道札幌土木現業所	北広島市大曲825番10地先から 北広島市大曲236番5地先まで								
道道札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	札幌郡長沼町字フシコ2127番2地先から札幌郡長沼町 国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班い ₂ 小班地先まで 札幌郡長沼町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理 署1林班い ₂ 小班地先から札幌郡長沼町国有林石狩空 知森林計画区空知森林管理署1林班い ₂ 小班地先まで								
道道長沼南幌線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町緑町2丁目441番8地先から 空知郡南幌町緑町1丁目緑町2丁目62番5地先まで								
道道岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町字東裏5743番5地先から 石狩郡当別町字東裏5743番5地先まで 石狩郡当別町字東裏2817番23地先から 石狩郡当別町字東裏2817番1地先まで								
道道江別奈井江線 北海道札幌土木現業所	江別市美原1434番地先から 江別市美原1433番地先まで								
道道当別浜益港線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町六軒町36番1地先から 石狩郡当別町六軒町10番3地先まで								
道道江別恵庭線 北海道札幌土木現業所	江別市東野幌504番1地先から 江別市東野幌520番2地先まで								
道道新篠津金沢線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村6526番1地先から 石狩郡新篠津村4338番1地先まで								
北海道告示第211号									
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。									
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。									
平成17年3月18日									
北海道知事 高橋 はるみ									
1 道路の種類 道道									
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所									
路線名及び縦覧場所 区					間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
遠軽雄武線 北海道網走土木現業所						前	45.97mから 146.51mまで	150.99m	—
						後	69.78mから 227.93mまで	150.99m	—
置戸訓子府北見線 北海道網走土木現業所						前	14.54mから 15.11mまで	204.71m	—
						後	15.11mから 16.41mまで	204.71m	—
上雨粉台場線 北海道旭川土木現業所						前	17.00mから 29.88mまで	100.00m	—
						後	17.00mから 23.50mまで	100.00m	—
上雨粉台場線 北海道旭川土木現業所						前	15.15mから 19.21mまで	842.50m	—
						前	19.15mから 24.01mまで	840.00m	—
						後	19.15mから 24.01mまで	840.00m	—
居辺本別線 北海道帯広土木現業所						前	16.03mから 24.42mまで	317.68m	—
						前	8.70mから 39.80mまで	308.60m	—
						後	8.70mから 39.80mまで	308.60m	—
釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路土木現業所						前	13.00mから 40.50mまで	663.59m	—
						前	20.80mから 66.41mまで	661.16m	—
						後	20.80mから 66.41mまで	661.16m	—
札幌医科大学告示									
札幌医科大学告示第47号									
平成17年札幌医科大学告示第25号（特定調達契約に係る資格に関する告示）の一部を次のように改正する。									
平成17年3月18日									

札幌医科大学長 今 井 浩 三

2の(3)を次のように改める。

(3) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)別表第1の4に定める第1区分から第6区分までに係る特定修理業の許可を有していること。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道商工政治連盟永山支部 会計責任者 南出 敏、竹中みつぎ後援会 会計責任者 高橋 清志から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成14年北海道選挙管理委員会告示第121号)の一部を次のとおり訂正する。

平成17年3月18日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1.(1)の表中

319,714	119,649	200,065	156,985	162,729	2
---------	---------	---------	---------	---------	---

00,000 を、

219,714	119,649	100,065	156,985	62,729	1
---------	---------	---------	---------	--------	---

00,000 に、

2,699,941	14,941	2,685,000	2,654,894	45,047	を、
-----------	--------	-----------	-----------	--------	----

3,422,038	14,941	3,407,097	3,041,431	380,607	に、
-----------	--------	-----------	-----------	---------	----

2,685,000			2,685,000		2,6
-----------	--	--	-----------	--	-----

85,000 を、

3,240,000			3,240,000		3,2
-----------	--	--	-----------	--	-----

40,000 167,000 に、

		63,620			を、
--	--	--------	--	--	----

97		63,620			に、
----	--	--------	--	--	----

					1,4
--	--	--	--	--	-----

11,547 を、

386,537	386,537				1,7
---------	---------	--	--	--	-----

98,084 に改める。

1.(2)の表中

竹中みつぎ後援会	個人	坂本 覚	300,000	上士幌町	を、
だて忠一清水町後援会	個人	中島 理	100,000	清水町	

竹中みつぎ後援会	個人	坂本 覚	300,000	上士幌町	に改める。
竹中みつぎ後援会	個人	齋藤 勝信	500,000	上士幌町	
だて忠一清水町後援会	個人	中島 理	100,000	清水町	

1.(4)の表中

高玉紀男後援会	後援会パークゴルフ参加費	64,000	を、
---------	--------------	--------	----

高玉紀男後援会	後援会パークゴルフ参加費	64,000	に改める。
竹中みつぎ後援会	竹中みつぎと語る野遊会	139,000	
竹中みつぎ後援会	役員会	28,000	

北海道選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、戸田英雄後援会 会計責任者 川上 昌寛、北海道商工政治連盟永山支部 会計責任者 南出 敏、日本商工連盟網走地区連盟 会計責任者 前田 敏彦から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成15年北海道選挙管理委員会告示第159号）の一部を次のとおり訂正する。

平成17年3月18日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三

1.(1)の表中

釣部勲連合後援会	H15.03.31	13,526,048	6,025,903	7,500,145	9,4
富沢敏道後援会	H15.01.31	117,048	47,048	70,000	

89,010
65,000
を、
」

釣部勲連合後援会	H15.03.31	13,526,048	6,025,903	7,500,145	9,4
戸田英雄後援会	H15.03.31	183,750		183,750	1
富沢敏道後援会	H15.01.31	117,048	47,048	70,000	

89,010
83,750
65,000
に、
」

		7,500,000	7,500,000		7,5
70,000			70,000		

00,000
70,000
を、
」

		7,500,000	7,500,000		7,5
183,750			183,750		1
70,000			70,000		

00,000
83,750
70,000
に、
」

2,739,964		457,353	3,197,317		を、
20,000			20,000		」

2,739,964		457,353	3,197,317		に、
183,750			183,750		」
20,000			20,000		」

5,700,658	無	5,700,658	無		を、
45,000	無	183,750	無		に、
		45,000	無		」

262,730	162,729	100,001	138,840	123,890	を、
---------	---------	---------	---------	---------	----

162,733	62,729	100,004	138,840	23,893	に、
---------	--------	---------	---------	--------	----

100,000	400				
---------	-----	--	--	--	--

1
を、
」

100,000	400				
---------	-----	--	--	--	--

4
に、
」

462,117	92,109	370,008	303,340	158,777	350,000	70	を、
477,117	92,109	385,008	303,760	173,357	345,000	69	に、
20,000	8			1,100	36,240	37,340	を、
40,000	8			1,100	36,660	37,760	に改める。

1.(2)の表中

釣部勲連合後援会	政治団体	空知北翔会	7,500,000	新十津川町	を、
富沢敏道後援会	個人	富沢敏道	70,000	栗山町	
釣部勲連合後援会	政治団体	空知北翔会	7,500,000	新十津川町	に改める。
戸田英雄後援会	個人	戸田英雄	183,750	北村	
富沢敏道後援会	個人	富沢敏道	70,000	栗山町	

1.(5)の表中

日本商工連盟網走地区連盟	日本商工連盟	20,000	を、
日本商工連盟網走地区連盟	日本商工連盟	40,000	に改める。

2.(1)の表中

つるべ勲奈井江後援会	H15.03.28	無	を、
戸田英雄後援会	H15.03.31	無	
土井としおき後援会	H15.03.24	無	
つるべ勲奈井江後援会	H15.03.28	無	に改める。
土井としおき後援会	H15.03.24	無	

北海道選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の収入及

び支出に関する報告書について、自由民主党北海道渡島支庁第三支部 会計責任者 大竹 幸次郎から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成16年北海道選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のとおり訂正する。

平成17年3月18日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

1.(1)の表中

23,303,963	20,407,683	2,896,280	23,303,963	を、
23,928,963	20,407,683	3,521,280	23,928,963	に、
2,530,000		2,730,000	2,730,000	を、
3,155,000		3,355,000	3,355,000	に、
11,767,004	1,984,977	13,853,686	を、	
12,392,004	1,984,977	14,478,686	に改める。	

1.(2)の表中

自由民主党北海道渡島支庁第三支部	法人その他の団体	日鉄鉱コンサルタント(株)	60,000	函館市	を、
自由民主党北海道渡島支庁第三支部	法人その他の団体	日鉄鉱コンサルタント(株)	60,000	函館市	に改める。
自由民主党北海道渡島支庁第三支部	法人その他の団体	加藤建設(株)	625,000	八雲町	

道 人 事 委 員 会 規 則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

北海道人事委員会委員長 泉川睦雄

北海道人事委員会規則16-9

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人函館市住宅都市施設公社」、「財団法人北海道建築指導センター」、「社団法人北海道交通安全推進委員会」及び「社団法人北海道総合研究調査会」を削り、「財団法人ダム技術センター」を

「財団法人ダム技術センター
 財団法人2007年FISノルディックスキー世界選手権札幌大会組織委員会」に改める。

別表第2中「株式会社旭川産業高度化センター」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第3号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成17年3月14日から適用する。

平成17年3月18日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表日高支庁管内の項中、

「	静内町こうせい町2丁目	日高家畜保健衛生所	1	」	を
	静内町こうせい町2丁目	日高保健福祉事務所静内地域保健部			

「	静内町こうせい町2丁目	日高保健福祉事務所静内地域保健部	1	」	に
	静内町旭町2丁目	日高家畜保健衛生所			

改める。

北海道人事委員会告示第4号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、第1項の表の規定は平成15年6月1日から、第2項の表の規定は平成16年4月1日から適用する。

平成17年3月18日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表網走支庁管内の項中

「	遠軽町1条通北3丁目	遠軽町役場	1	」	を
	遠軽町1条通北3丁目	遠軽町役場			

「	上湧別町字屯田市街地	上湧別町役場	1	」	に改

める。

第2項の表釧路支庁管内の項中

「	厚岸町字真栄町1条	厚岸町役場	1	」	を

「	厚岸町字住の江町	厚岸町保健福祉総合センター	1	」	に改

める。

